

5-1 介護予防訪問入浴介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 849単位</p> <p>三 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p>	<p>1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 845単位 (新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護予防訪問入浴介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他</p>	<p>→大臣基準告示・百二の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5-2 介護予防訪問看護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 介護予防訪問看護費</p> <p>イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 <u>790単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u></p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>287単位</u></p> <p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 <u>550単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 <u>810単位</u></p>	<p>2 介護予防訪問看護費</p> <p>イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 <u>787単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u></p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>286単位</u></p> <p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 <u>548単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 <u>807単位</u></p>

5-3 介護予防訪問リハビリテーション費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 介護予防訪問リハビリテーション費</p> <p>イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>292単位</u></p>	<p>3 介護予防訪問リハビリテーション費</p> <p>イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>290単位</u></p>

5-4 介護予防居宅療養管理指導費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>4 介護予防居宅療養管理指導費</p> <p>イ 医師が行う場合</p> <p>(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）</p> <p>(-) 単一建物居住者 1人に対して行う場合 <u>509単位</u></p> <p>(-) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u></p> <p>(三) (-)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u></p> <p>(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）</p>	<p>4 介護予防居宅療養管理指導費</p> <p>イ 医師が行う場合</p> <p>(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）</p> <p>(-) 単一建物居住者 1人に対して行う場合 <u>507単位</u></p> <p>(-) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u></p> <p>(三) (-)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u></p> <p>(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）</p>

改正後	改正前
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 295単位	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 294単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 284単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 261単位	(三) (一)及び(二)以外の場合 260単位
□ 歯科医師が行う場合	□ 歯科医師が行う場合
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位	(3) (1)及び(2)以外の場合 442単位
ハ 薬剤師が行う場合	ハ 薬剤師が行う場合
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 558単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 414単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 379単位	(三) (一)及び(二)以外の場合 378単位
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師が行う場合
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 376単位
(三) (一)及び(二)以外の場合 345単位	(三) (一)及び(二)以外の場合 344単位
ニ 管理栄養士が行う場合	ニ 管理栄養士が行う場合
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 539単位	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 537単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位	(3) (1)及び(2)以外の場合 442単位
ホ 歯科衛生士等が行う場合	ホ 歯科衛生士等が行う場合
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 355単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 323単位
(3) (1)及び(2)以外の場合 296単位	(3) (1)及び(2)以外の場合 295単位
ヘ 看護職員が行う場合【平成30年9月30日限りで廃止】	ヘ 看護職員が行う場合【平成30年9月30日限りで廃止】
	(1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 402単位
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 362単位

5-5 介護予防通所リハビリテーション費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改正後	改正前
5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）	5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）
イ 介護予防通所リハビリテーション費	イ 介護予防通所リハビリテーション費
(1) 要支援1 1,721単位	(1) 要支援1 1,712単位
(2) 要支援2 3,634単位	(2) 要支援2 3,615単位
又 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。	→大臣基準告示・百十四の二
○ 介護予防通所リハビリテーションにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれ	

改 正 後	改 正 前
<p>にも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5-6 介護予防短期入所生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">a 要支援1 466単位</p> <p style="padding-left: 20px;">b 要支援2 579単位</p> <p>(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">a 要支援1 466単位</p> <p style="padding-left: 20px;">b 要支援2 579単位</p>	<p>6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</p> <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">a 要支援1 465単位</p> <p style="padding-left: 20px;">b 要支援2 577単位</p> <p>(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">a 要支援1 465単位</p> <p style="padding-left: 20px;">b 要支援2 577単位</p>

改 正 後	改 正 前
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 438単位 b 要支援2 545単位 (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 438単位 b 要支援2 545単位 □ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 545単位 b 要支援2 662単位 (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 545単位 b 要支援2 662単位 (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 514単位 b 要支援2 638単位 (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 514単位 b 要支援2 638単位 上 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 437単位 b 要支援2 543単位 □ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 543単位 b 要支援2 660単位 (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） a 要支援1 512単位 b 要支援2 636単位 (新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護予防短期入所生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な	→大臣基準告示・百十七の二

改 正 後	改 正 前
<p>場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5-7イ 介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 580単位</p> <p>ii 要支援2 721単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 621単位</p> <p>ii 要支援2 762単位</p> <p>c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>i 要支援1 613単位</p> <p>ii 要支援2 768単位</p> <p>d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>i 要支援1 660単位</p> <p>ii 要支援2 816単位</p> <p>(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 584単位</p> <p>ii 要支援2 725単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 621単位</p> <p>ii 要支援2 777単位</p> <p>(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 584単位</p> <p>ii 要支援2 725単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 621単位</p> <p>ii 要支援2 777単位</p> <p>(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 568単位</p> <p>ii 要支援2 707単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 601単位</p> <p>ii 要支援2 752単位</p>	<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 578単位</p> <p>ii 要支援2 719単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 619単位</p> <p>ii 要支援2 759単位</p> <p>c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p>i 要支援1 611単位</p> <p>ii 要支援2 765単位</p> <p>d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p>i 要支援1 658単位</p> <p>ii 要支援2 813単位</p> <p>(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 582単位</p> <p>ii 要支援2 723単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 619単位</p> <p>ii 要支援2 774単位</p> <p>(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 582単位</p> <p>ii 要支援2 723単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 619単位</p> <p>ii 要支援2 774単位</p> <p>(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）</p> <p>a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 566単位</p> <p>ii 要支援2 705単位</p> <p>b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 599単位</p> <p>ii 要支援2 750単位</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 623単位</p> <p>ii 要支援 2 781単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 668単位</p> <p>ii 要支援 2 826単位</p> <p>c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iii)</p> <p>i 要支援 1 623単位</p> <p>ii 要支援 2 781単位</p> <p>d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv)</p> <p>i 要支援 1 668単位</p> <p>ii 要支援 2 826単位</p> <p>(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 651単位</p> <p>ii 要支援 2 809単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 651単位</p> <p>ii 要支援 2 809単位</p> <p>(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (III)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 651単位</p> <p>ii 要支援 2 809単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 651単位</p> <p>ii 要支援 2 809単位</p> <p>(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (IV)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 611単位</p> <p>ii 要支援 2 764単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 611単位</p> <p>ii 要支援 2 764単位</p> <p>(5) 緊急時施設療養費</p> <p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位</p> <p>注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。</p> <p>(二) 特定治療</p> <p>注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(8) 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に</p>	<p>(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 621単位</p> <p>ii 要支援 2 778単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 666単位</p> <p>ii 要支援 2 823単位</p> <p>c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iii)</p> <p>i 要支援 1 621単位</p> <p>ii 要支援 2 778単位</p> <p>d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv)</p> <p>i 要支援 1 666単位</p> <p>ii 要支援 2 823単位</p> <p>(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 649単位</p> <p>ii 要支援 2 806単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 649単位</p> <p>ii 要支援 2 806単位</p> <p>(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (III)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 649単位</p> <p>ii 要支援 2 806単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 649単位</p> <p>ii 要支援 2 806単位</p> <p>(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (IV)</p> <p>a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援 1 609単位</p> <p>ii 要支援 2 762単位</p> <p>b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援 1 609単位</p> <p>ii 要支援 2 762単位</p> <p>(5) 緊急時施設療養費</p> <p>利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位</p> <p>注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。</p> <p>(二) 特定治療</p> <p>注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（6）までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（6）までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・百十九の二</p>

改正後	改正前
<p>(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ)</p> <p>a 要支援1 625単位</p> <p>b 要支援2 782単位</p> <p>(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅳ)</p> <p>a 要支援1 607単位</p> <p>b 要支援2 764単位</p> <p>(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅴ)</p> <p>a 要支援1 635単位</p> <p>b 要支援2 792単位</p> <p>(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅵ)</p> <p>a 要支援1 625単位</p> <p>b 要支援2 782単位</p> <p>(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ)</p> <p>a 要支援1 607単位</p> <p>b 要支援2 764単位</p> <p>(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ)</p> <p>a 要支援1 607単位</p> <p>b 要支援2 764単位</p> <p>(7) 特定診療費</p> <p>注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ)</p> <p>a 要支援1 623単位</p> <p>b 要支援2 780単位</p> <p>(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅳ)</p> <p>a 要支援1 605単位</p> <p>b 要支援2 762単位</p> <p>(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅴ)</p> <p>a 要支援1 633単位</p> <p>b 要支援2 790単位</p> <p>(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅵ)</p> <p>a 要支援1 623単位</p> <p>b 要支援2 780単位</p> <p>(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ)</p> <p>a 要支援1 605単位</p> <p>b 要支援2 762単位</p> <p>(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ)</p> <p>a 要支援1 605単位</p> <p>b 要支援2 762単位</p> <p>(7) 特定診療費</p> <p>注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理 (1日につき) 125単位</p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	<p>→平12厚生省告示30・別表第一</p>
<p>(10) 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>(新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く。) の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員 (経験・技能のある介護職員を除く。) の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改</p>	<p>→大臣基準告示・百十九の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>⑥ 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ 平成二十年十月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5-7ハ 介護予防短期入所療養介護費（診療所・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 509単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 639単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 536単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 666単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 527単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 657単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 566単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 717単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅴ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 598単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 749単位</p> <p style="margin-left: 20px;">f 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅴ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 587単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 738単位</p> <p>(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p>	<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 507単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 637単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 534単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 664単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 525単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 655単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 564単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 715単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅴ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 596単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 747単位</p> <p style="margin-left: 20px;">f 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅴ）</p> <p style="margin-left: 40px;">i 要支援1 585単位</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 要支援2 736単位</p> <p>(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p>

改 正 後	改 正 前
<ul style="list-style-type: none"> i 要支援 1 452単位 ii 要支援 2 565単位 b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ul style="list-style-type: none"> i 要支援 1 516単位 ii 要支援 2 651単位 	<ul style="list-style-type: none"> i 要支援 1 451単位 ii 要支援 2 563単位 b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ul style="list-style-type: none"> i 要支援 1 514単位 ii 要支援 2 649単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)
a 要支援 1 591単位	a 要支援 1 589単位
b 要支援 2 744単位	b 要支援 2 742単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)
a 要支援 1 618単位	a 要支援 1 616単位
b 要支援 2 771単位	b 要支援 2 769単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III)	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III)
a 要支援 1 609単位	a 要支援 1 607単位
b 要支援 2 762単位	b 要支援 2 760単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (IV)	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (IV)
a 要支援 1 591単位	a 要支援 1 589単位
b 要支援 2 744単位	b 要支援 2 742単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (V)	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (V)
a 要支援 1 618単位	a 要支援 1 616単位
b 要支援 2 771単位	b 要支援 2 769単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (VI)	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (VI)
a 要支援 1 609単位	a 要支援 1 607単位
b 要支援 2 762単位	b 要支援 2 760単位
(5) 特定診療費	(5) 特定診療費
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理 (1日につき) 125単位</p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	→平12厚生省告示30・別表第一
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p>	→大臣基準告示・百十九の二

改 正 後	改 正 前
<p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5 — 7 二 介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・単位数表） 新旧対照表
（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>815単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>977単位</u></p> <p>b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 <u>922単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>1,077単位</u></p> <p>(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>752単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>922単位</u></p> <p>b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 <u>810単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>1,001単位</u></p> <p>(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>730単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>894単位</u></p>	<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>813単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>974単位</u></p> <p>b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 <u>919単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>1,074単位</u></p> <p>(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>750単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>919単位</u></p> <p>b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）</p> <p>i 要支援1 <u>808単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>998単位</u></p> <p>(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）</p> <p>a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）</p> <p>i 要支援1 <u>728単位</u></p> <p>ii 要支援2 <u>892単位</u></p>

改 正 後	改 正 前
b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 788単位 ii 要支援2 974単位 (四) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (IV) a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 718単位 ii 要支援2 878単位 b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 775単位 ii 要支援2 958単位 (五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (V) a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 658単位 ii 要支援2 819単位 b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 765単位 ii 要支援2 921単位 (2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき) (一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) a 要支援1 566単位 b 要支援2 727単位 (二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) a 要支援1 624単位 b 要支援2 806単位 (3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (I) a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 942単位 ii 要支援2 1,098単位 b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 942単位 ii 要支援2 1,098単位 (二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (II) a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 834単位 ii 要支援2 1,027単位 b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 834単位 ii 要支援2 1,027単位 (5) 特定診療費 注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 786単位 ii 要支援2 971単位 (四) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (IV) a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 716単位 ii 要支援2 876単位 b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 773単位 ii 要支援2 955単位 (五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (V) a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 656単位 ii 要支援2 817単位 b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 763単位 ii 要支援2 918単位 (2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき) (一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) a 要支援1 564単位 b 要支援2 725単位 (二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) a 要支援1 622単位 b 要支援2 804単位 (3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (I) a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 939単位 ii 要支援2 1,095単位 b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 939単位 ii 要支援2 1,095単位 (二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (II) a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (i) i 要支援1 832単位 ii 要支援2 1,024単位 b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (ii) i 要支援1 832単位 ii 要支援2 1,024単位 (5) 特定診療費 注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1～3 (略) 4 重度療養管理 (1日につき) 125単位 注 (略) 5～17 (略)	→平12厚生省告示30・別表第一
(8) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	(新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれに	→大臣基準告示・百十九の二

改 正 後	改 正 前
<p>も適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5-7ホ 介護予防短期入所療養介護費（介護医療院・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p> a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護（ⅰ）</p> <p> i 要支援1 578単位</p> <p> ii 要支援2 712単位</p>	<p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）</p> <p> a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護（ⅰ）</p> <p> i 要支援1 576単位</p> <p> ii 要支援2 710単位</p>

改 正 後	改 正 前
<p>b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 650単位</p> <p>ii 要支援2 808単位</p> <p>(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a 要支援1 674単位</p> <p>b 要支援2 821単位</p> <p>(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>a 要支援1 674単位</p> <p>b 要支援2 821単位</p> <p>(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援1 618単位</p> <p>ii 要支援2 767単位</p> <p>b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 618単位</p> <p>ii 要支援2 767単位</p> <p>(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援1 643単位</p> <p>ii 要支援2 781単位</p> <p>b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 643単位</p> <p>ii 要支援2 781単位</p> <p>(8) 緊急時施設診療費 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 イ 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位 注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。 ロ 特定治療 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(10) 特別診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 648単位</p> <p>ii 要支援2 805単位</p> <p>(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a 要支援1 672単位</p> <p>b 要支援2 818単位</p> <p>(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>a 要支援1 672単位</p> <p>b 要支援2 818単位</p> <p>(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)</p> <p>(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援1 616単位</p> <p>ii 要支援2 765単位</p> <p>b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 616単位</p> <p>ii 要支援2 765単位</p> <p>(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (i)</p> <p>i 要支援1 641単位</p> <p>ii 要支援2 779単位</p> <p>b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (ii)</p> <p>i 要支援1 641単位</p> <p>ii 要支援2 779単位</p> <p>(8) 緊急時施設診療費 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 イ 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位 注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。 ロ 特定治療 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>(10) 特別診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理 (1日につき) 125単位</p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	<p>→平12厚生省告示30・別表第二</p>
<p>(13) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防短期入所療養介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・百十九の二</p>

5-8 介護予防特定施設入居者生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>8 介護予防特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要支援1 181単位</p> <p>(2) 要支援2 310単位</p> <p>ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）</p>	<p>8 介護予防特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要支援1 180単位</p> <p>(2) 要支援2 309単位</p> <p>ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の内容は次のとおり。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>(1) 要支援一 <u>五千三十二単位</u></p> <p>(2) 要支援二 <u>一万五百三十一単位</u></p> <p>別表第二</p> <p>1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 55単位</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>2 指定訪問介護（1月につき）</p> <p>利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位</p> <p>(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位</p> <p>(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,344単位</p> <p>3 指定通所介護（1月につき）</p> <p>利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 要支援1 1,489単位</p> <p>(2) 要支援2 3,053単位</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>→平18厚生労働省告示165</p>
<p>△ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） <u>イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） <u>イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防特定施設入居者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	<p>→大臣基準告示・百二十一の二</p>

改正後	改正前
<p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

5－9 介護予防福祉用具貸与費（単位数表） 改正なし